

毎月11日は「南三陸町安全・安心の日」

～11月11日は「火災の予防に向けた活動を行う日」です～
11月9日(水)から15日(火)は令和4年秋季全国火災予防運動が実施されます。

令和4年秋季全国火災予防運動

この運動は、火災が発生しやすい時期を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的としています。

令和4年 全国統一防火標語 『お出かけは マスク戸締り 火の用心』

全国では、火災による死者は毎年1,500人前後にのぼっています。火災による被害をなくすために、火災が起きる原因を知り、日頃から注意すること、そして万が一出火した時に、どのような行動をすべきか覚えておきましょう。火災による被害を少なくしていくために、家族や地域ぐるみで防火意識を高めましょう。

住宅防火 いのちを守る 10のポイント

—4つの習慣・6つの対策—

4つの習慣

- 寝たばこは絶対にしない、させない。
- ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- こんろを使うときは火のそばを離れない。
- コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

6つの対策

- 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろなどは安全装置の付いた機器を使用する。
- 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類およびカーテンは、防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、消火器などを設置し、使い方を確認しておく。
- お年寄りや体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。



☎ 総務課 危機対策係 ☎46-1376

年の瀬の風物詩 おすばで祭り 出店者募集

日時 12月29日(木) 午前7時30分(予定)

会場 志津川仮設魚市場

南三陸町の年の瀬の風物詩、第32回ラムサール志津川湾おすばで祭りを開催するに当たり、年越しやお正月に欠かせない海の幸や山の幸、加工品などを販売してくれる出店者を募集します。

申し込みや出店料など、詳しくは担当までご連絡ください。

☎ 農林水産課 水産業振興係 ☎46-1378



人と猫が気持ちよく共生するために ～猫の飼い方・接し方のルール～



猫に触れたり、眺めたりすることで生活に癒しや笑顔が増える人が多いと思います。その一方で、動物が苦手な人がいるのも現実です。「人と猫が共生する社会」に向けて次のことを心がけましょう。

猫の飼い主の心構え

① 室内で飼う

猫はストレスが発散される環境を整えれば、屋内のみで充分飼養可能です。交通事故や迷子、感染症、望まない妊娠などから飼い猫を守りましょう。

② 不妊去勢手術をする

猫はとても繁殖力が強く、1頭のメス猫から1年で20頭以上子猫が生まれる場合があります。また、望まない妊娠を防ぐ以外にも、次のような様々なメリットがあります。

オスのメリット	メスのメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・マーキングの抑制、尿臭の軽減 ・生殖器の病気や交尾に伴う感染症の予防 ・性格が穏やかになる 	<ul style="list-style-type: none"> ・望まない妊娠がなくなる ・生殖器の病気や交尾に伴う感染症の予防 ・発情に伴う行動の軽減・消失

③ 近隣への迷惑防止

糞尿や鳴き声など他人に迷惑をかけないように、自分の飼い猫の行動に責任を持ち、誠意ある対応を行いましょう。

④ 所有者の明示

室内で飼っている猫であっても脱走してしまう場合があります。首輪への迷子札など標識をつけましょう。

⑤ 終生飼養

動物愛護管理法により終生飼養が定められており、殺傷や虐待、遺棄をした人は懲役または罰金が科されます。

野良猫対策

野良猫に餌を与えるということは、そこから飼い主としての責任が発生します。

かわいそうだからとむやみに餌を与えることは、繁殖による野良猫の増加や近隣住民への糞尿被害などの原因となるのでやめましょう。また保健所は負傷している場合など以外は保護していません。

不適切な猫の飼育や野良猫の増加により困っている人がおり、町へ次のような苦情が多く寄せられています。

- ・近所で野良猫に餌を与える人がいて、子猫を産んで増殖している。
- ・野良猫が自宅敷地内で糞尿をしたり、畑を掘り起こしたりして困っている。

人と猫が幸せに共生していくために、ルールを守って猫と接していきましょう。

☎ 環境対策課 環境政策係 ☎46-5528



通学路の安全に関するお願い

町内において、震災対応スクールバスの運行が段階的に終了し、徒歩や自転車で通学する児童生徒が増えてきています。

通学路周辺を自動車で行く場合は、制限速度内での走行に加えて、児童生徒を見かけたら、スピードを落とす、十分な間隔を保つなど、思いやりのある運転を心がけるようお願いします。

児童生徒が安全に登下校できるよう、地域にかかわるお一人お一人のご協力をお願いします。



☎ 教育委員会事務局 学務係 ☎46-2604